

第59期 定時株主総会
招集ご通知



日時

2023年7月28日（金曜日）
午前10時

場所

兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階
光琳の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件



株主各位

兵庫県姫路市北条一丁目92番地

株式会社ノバック

代表取締役社長 立花 充

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第59期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト

<https://www.novac-cnst.co.jp/ir/ir-library/general-meetin-shareholders.html>



・東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名(会社名)に「ノバック」又はコード
に「5079」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧下
ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手
数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に
賛否をご表示いただき、2023年7月27日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご送付
くださいますようお願い申し上げます。また、今回の株主総会からインターネットによる議決権
のご行使もご利用いただけるようにいたしました。2023年7月27日(木曜日)午後5時30分
までにご送信いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年7月28日（金曜日）午前10時 （受付開始時刻は、午前9時を予定しております。）
2 場 所	兵庫県姫路市南駅前町100番 ホテル日航姫路 3階 光琳の間 ※末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。
3 目的事項	報告事項 第59期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件

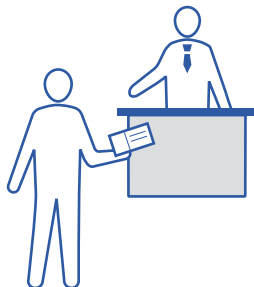
以 上

- ◎株主総会にご参加いただく株主の皆様におかれましては、開催日現在の新型コロナウイルス感染状況や、ご自身の体調をお確かめの上、ご参加下さい。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権の行使等についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合

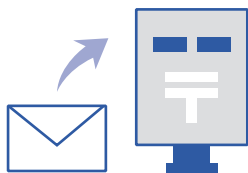


株主総会開催日時

2023年7月28日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

書面によるご行使の場合

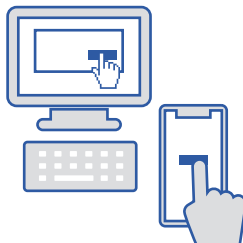


議決権行使期限

2023年7月27日（木曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、上記期限までにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによるご行使の場合



議決権行使期限

2023年7月27日（木曜日）午後5時30分送信分まで

当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。詳細は、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

- 書面と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとしたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

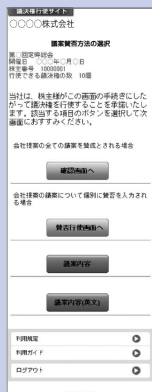
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

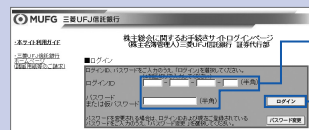


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

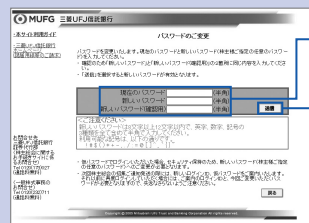
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」
を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

事業報告 2022年5月1日から2023年4月30日まで

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、各種政策の効果や行動制限の緩和により、経済活動は正常化に向けた動きが進み、景気は緩やかな回復傾向が見られました。その一方で、長期化するウクライナ情勢による原油・原材料価格等の高騰や不足によるサプライチェーンの混乱等や世界的な金融引き締め政策などによる懸念材料が見込まれ、依然として景気の先行きは予断を許さない状況が続いております。

建設業界におきましては、公共建設投資は引き続き防災・減災対策をはじめとする国土強靱化計画のインフラ対策等により底堅さを維持し、また民間建設投資も企業の設備投資意欲の高まりにより持ち直しの動きが見られました。その一方で、建設資材価格の高騰や受注競争の激化、労務者不足等が顕在化しており、引き続き経営環境への影響を注視する必要があります。

このような状況のもと、当事業年度の受注高は37,665百万円（前年同期比14.2%増）となり、繰越工事高と合わせて過去最高となりました。売上高は、一部案件における発注者との計画協議の長期化による受注時期の遅延等の影響により、31,948百万円（前年同期比9.7%減）となりました。また、官公庁中心の土木工事事業においては概ね堅調に推移したものの、民間中心の建築工事事業において工事部材や労務調達及び価格転嫁が思うように進まなかったことにより営業利益は2,607百万円（前年同期比11.7%減）、経常利益は2,585百万円（前年同期比11.0%減）、当期純利益は2,054百万円（前年同期比2.5%減）となりました。

事業セグメント別の受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

事業セグメント別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

セグメント	第58期 (2022年4月期)	第59期 (2023年4月期)	増減率	第58期 (2022年4月期)	第59期 (2023年4月期)	増減率	第58期 (2022年4月期)	第59期 (2023年4月期)	増減率
	受注高	(当事業年度) 受注高		売上高	(当事業年度) 売上高		繰越高	(当事業年度) 繰越高	
建設 工 事 業	土 木	17,360	△24.5%	16,278	14,072	△13.6%	16,324	15,359	△5.9%
	建 築	15,626	57.2%	19,079	17,863	△6.4%	22,217	28,911	30.1%
	計	32,987	37,665	14.2%	35,358	31,935	△9.7%	38,541	44,271
そ の 他	—	—	—	11	12	6.8%	—	—	—
合 計	32,987	37,665	14.2%	35,370	31,948	△9.7%	38,541	44,271	14.9%

(2) 資金調達の状況

当事業年度は、特に記載すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

業務の効率化と迅速化及びセキュリティ強化を図るため、ネットワーク関連投資を行いました。

また、当社本社は1987年に建設後築35年をむかえており、近年老朽化が進んでいること、及び、本社建て替えにより将来を見据えた業容拡大への対応を図るため、本社用地を取得いたしました。

(4) 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」への引き下げに伴い、ウィズコロナの下で、各種政策の効果や行動制限の緩和により、経済活動は正常化に向けた動きが進み、景気は堅調に推移することが期待されます。

建設業界におきましては、公共建設投資は国土強靱化計画のインフラ対策等、また民間建設投資も企業の設備投資意欲の高まりにより、堅調に推移することが見込まれます。その一方で、長期化するウクライナ情勢による原油・建設資材価格等の高騰や受注競争の激化、労務者不足等が顕在化しており、引き続き経営環境への影響を注視する必要があります。

それに対処するため、景気変動の影響が少ない公共工事の受注拡大や、従来からの顧客を大切にすることにより受注機会を保つこと、また、利益の向上が期待できる好物件を受注するとともに、会社一体となり、原価管理及び販売管理費等の適正化を一層追求し、高収益体制の維持及び人財の確保と育成を図るため、以下の対策を検討しております。

①長期化するウクライナ情勢や世界的金融引き締め政策などによる景気悪化懸念への対策

(土木工事業)

- ・土木工事発注が多い首都圏、関西圏を中心に人財投入を行い、受注の拡大を図る。
- ・昨今頻発している自然災害が発生した地域の災害復旧工事の受注及び災害を予防する対策工事の受注拡大を図る。
- ・構造物の長命化、補強工事等今後の市場環境において伸長が見込まれる分野へ進出する。
- ・受注環境が激化するなかで、競争に勝ち抜く技術提案力の強化を図る。

事業報告

(建築工事業)

- ・リニューアル、耐震補強等既設建物の改修等の分野へ進出する。
- ・住宅分野以外の多分野工事の受注拡大を図る。
- ・3大都市圏（首都圏・関西圏・中部圏）以外の商圏を拡大する。
- ・設計施工物件を手掛け、設計段階から一貫した受注獲得を目指す。

また、ウクライナ情勢や世界的金融引き締め政策などに起因する資材価格の高騰や不足については、予断を許さない状況と考えております。当社においては市場環境を見極め、早期の発注を行うこと、価格が高騰した場合には請負金額に適正に反映されるよう発注者様との交渉を行う等の対応を図ります。

②働き方改革の推進

建設業界は少子高齢化による若年層の減少に加え、就労者が少なくなる傾向があります。人材を確保していく上で、働き方改革の推進は重要な課題であると認識しております。当社は現在、システム投資やICT技術の活用等DXの推進による生産性の向上を図り、業務の効率化及び施工の効率化、省力化の推進による労働時間の短縮に取り組んでおります。

今後も更なる労働環境の改善に向けて取り組んでまいります。

③コーポレート・ガバナンスの強化

株主様をはじめとするステークホルダーに対して社会的責任を果たすこと、また持続的な成長及び企業価値の向上を図る観点から、コンプライアンスの遵守体制、意思決定・業務執行体制、及び適正な監督・監視体制を構築することを通じて、コーポレート・ガバナンス強化の重要性を認識し、継続的に企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主様におかれましては、今後一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

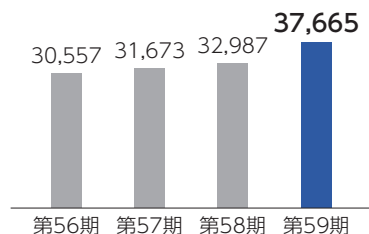
(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第56期 2020年4月期	第57期 2021年4月期	第58期 2022年4月期	第59期 2023年4月期
受注高 (百万円)	30,557	31,673	32,987	37,665
売上高 (百万円)	27,613	30,551	35,370	31,948
営業利益 (百万円)	1,795	2,673	2,952	2,607
経常利益 (百万円)	1,821	2,504	2,905	2,585
当期純利益 (百万円)	1,219	1,712	2,106	2,054
1株当たり当期純利益 (円)	265.17	372.48	453.89	398.90
総資産 (百万円)	21,896	23,126	28,978	28,202
純資産 (百万円)	12,375	14,030	17,569	18,809

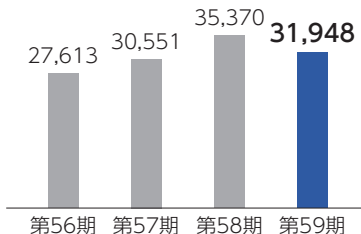
(注1) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(注2) 記載金額は百万円未満を切り捨て1株当たり当期純利益は銭未満を四捨五入して表示しています。

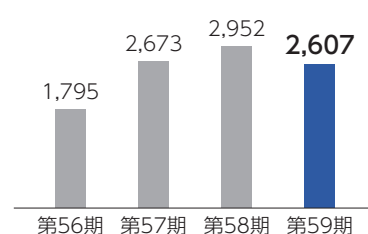
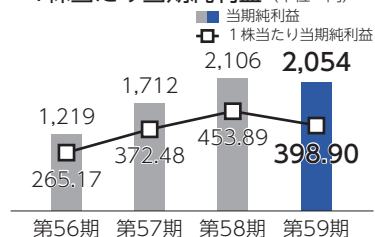
■ 受注高 (単位：百万円)



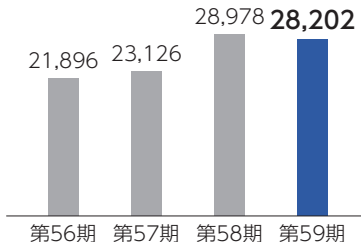
■ 売上高 (単位：百万円)



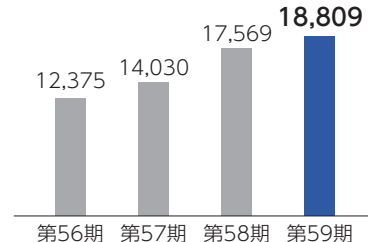
■ 営業利益 (単位：百万円)

■ 当期純利益 (単位：百万円)
1株当たり当期純利益 (単位：円)

■ 総資産 (単位：百万円)



■ 純資産 (単位：百万円)



事業報告

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業名称	事業内容
土木工事業	国土交通省各地方整備局中心の中央官庁、東京都・姫路市を含む地方自治体、西日本高速道路(株)を含む高速道路会社の官公庁発注工事を中心とした社会インフラストラクチャー建設工事(道路、河川、上下水道、土地造成工事等)を全国展開しております。
建築工事業	西日本最大級の高速道路サービスエリア休憩施設、マンション、事務所ビル、医療施設、工場、物流施設、商業施設及び高齢者福祉施設、学校や庁舎などの公共施設など多分野にわたる建設工事を首都圏・関西圏・中部圏の3大都市圏において展開しております。
その他事業	当社が保有する不動産の法人顧客に対する賃貸事業を行っております。

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	兵庫県姫路市北条一丁目92番地
東 京 本 店	東京都港区西新橋三丁目2番1号Daiwa西新橋ビル7階
東 北 支 店	仙台市青葉区中央三丁目10番19号仙台KYビル3階
横 浜 支 店	横浜市中区海岸通四丁目23番地マリビル1005号室
大 阪 支 店	大阪市北区梅田一丁目1番3-3100号大阪駅前第3ビル31階
名 古 屋 支 店	名古屋市中区錦三丁目5番27号錦中央ビル9階
京 都 支 店	京都市中京区東洞院御池下ル笹屋町445番日宝丸ビル4階
広 島 支 店	広島市西区横川町三丁目12番10号村上ビル6階
四 国 支 店	香川県高松市栗林町二丁目18番18号フロンティア栗林1階
九 州 支 店	福岡市中央区白金二丁目8番12号シティビル白金4階

(9) 従業員の状況

従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
288名(4名増)	44.0歳	15.1年

(注) 従業員数には、契約社員を含み、臨時社員、パートタイマーは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

当社は、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする取引銀行10行とコミットメントライン契約（融資限度額60億円）を締結しております。なお、当事業年度末における借入実行残高はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2023年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,150,589株（自己株式数52,211株を除く）
 (3) 株主数 4,217名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ノバック従業員持株会	1,119,000株	21.73%
立 花 充	302,000株	5.86%
大 谷 敏 博	211,097株	4.10%
牧 野 久	156,000株	3.03%
東 山 正 人	155,500株	3.02%
山 本 博 和	155,500株	3.02%
大 谷 敏 彦	130,117株	2.53%
大 谷 博 三	130,116株	2.53%
石 田 久 男	129,100株	2.51%
齋 木 純 一 郎	90,000株	1.75%

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

(5) 職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
立花 充	代表取締役社長	
牧野 久	専務取締役（営業本部長）	
原 子 俊	常務取締役（東京本店長）	
東山 正人	取締役（工務本部長）	
大谷 敏博	取締役（管理本部長兼総務部長）	
松田 博治	取締役	
笹山 淳	取締役	笹山公認会計士事務所 所長
難波 利行	常勤監査役	
林 宏和	監査役	森・濱田松本法律事務所 大阪オフィス 共同代表
沖 剛誠	監査役	沖公認会計士事務所 所長 岡野食品ホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社帝国電機製作所 社外取締役監査等委員
吉原 美由希	監査役	吉原美由希法律事務所 所長

(注1) 取締役松田博治氏及び笹山 淳氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役林 宏和氏、沖 剛誠氏及び吉原美由希氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 当社は、取締役松田博治氏、取締役笹山 淳氏、監査役沖 剛誠氏及び監査役吉原美由希氏を、株式会社東京証券取引所に
対し、独立役員として届け出ております。

(注4) 監査役沖 剛誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注5) 監査役宮島壮太氏、水田博敏氏は2022年7月28日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務の執行に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償するものであります。ただし、犯罪行為や被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する対象事由等を補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5 取締役及び監査役の報酬の額

(1) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は以下の①のとおりであり、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会の審議を経て、2022年5月17日開催の取締役会で決議しております。なお、監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

a. 取締役の報酬決定の基本方針

- i. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するものであること。
- ii. 取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会による原案の審議、承認を得る。
- iii. 取締役の報酬は、金銭報酬としての固定報酬（定期同額給与）と業績連動報酬（役員賞与）により構成する。
- iv. 取締役の報酬は、2019年7月26日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額（年額500百万円）の範囲内で決定する。

b. 個人別の報酬のうち、固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

前年度の報酬をもとに、当社の事業規模、業績や個々の職務内容、責任、役位、在任年数に応じて、他社水準、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定する。なお、社外取締役は固定給とする。

c. 個人別の報酬のうち業績連動報酬がある場合に、その業績指標の内容及び当該業績連動報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

- i. 業績連動報酬の業績指標は営業利益とする。
- ii. 業績連動報酬は、直近事業年度の営業利益の3%以内として算定する。
- iii. 業績連動報酬は、直近事業年度の営業利益が5億円以上かつ、剰余金の配当を行った場合のみ支給する。
- iv. 対象は、社内取締役とする。
- v. 各対象取締役への配分は、各取締役の経営能力、業績への貢献度等を考慮して決定する。

- d. 個人別の報酬の額に対する固定報酬及び業績連動報酬の割合の決定に関する方針
報酬の種類ごとの割合の目安は、固定報酬を6割から7割、業績連動報酬を4割から3割とする。
 - e. 報酬の支給時期又は条件の決定に関する方針
 - i. 固定報酬は、毎月一定日に支給する（定期同額給与）。
 - ii. 業績連動報酬は、年に1回、事業年度終了後一定の時期に支給する（役員賞与）。
 - f. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任するときに、次に掲げる事項
 - i. 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当
当社の代表取締役に委任する。
 - ii. i.の者に委任する権限の内容
取締役の個人別の報酬額の最終的な決定。
 - iii. i.の者よりii.の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるとするときは、その内容
取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会による原案の審議、承認を必要とする。指名・報酬諮問委員会はその結果を取締役会に報告し、同取締役会において、当該原案を尊重することを条件として、代表取締役社長に最終的な決定を委任することを決議する。
- ② 役員の報酬等に関する株主総会決議の内容
- 2019年7月26日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額500百万円以内（決議時点の取締役の員数は6名。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は100百万円以内（決議時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は3名。））と決議されております。また、2022年7月28日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給をすること（取締役6名及び監査役1名を対象）が決議されております。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
- 上記①の決定方針に基づき、当事業年度において、取締役会から委任を受けた代表取締役社長立花 充が、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しました。委任された権限の内容及びその権限が適切に行使されるための措置は、上記①f.のii及びiiiのとおりであります。また、当該委任の理由は、当社全体の業績等を俯瞰しながら各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役が最も適していると考えられるためであります。
- ④ 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会もその答申を尊重して決定を行っており、かかる手続きで決定された取締役の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	103,095 (9,600)	70,095 (9,600)	33,000 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	25,325 (15,200)	25,325 (15,200)	- (-)	6 (5)

(注1) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

(注2) 上記には、2022年7月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役2名にかかる報酬等の額を含めております。

(注3) 上記報酬の他、2022年7月28日開催の定時株主総会決議（役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給、退任監査役に対する退職慰労金支給）に基づき、退職慰労金として、退任取締役1名に対し30,712千円、退任社外監査役2名に対して4,000千円を支給しております。なお、この額は、過年度事業報告において役員退職慰労引当金繰入額として全額開示しております。

(注4) 業績連動報酬の算定の基礎となる業績指標として営業利益を選定しており、その選定理由は、当社が経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標を営業利益率としており、業績連動報酬の算定の基礎とする金額的指標として営業利益率と関連する営業利益が適していると判断したためであります。また、業績連動報酬の額の算定方法は上記(1)①cのとおりであります。当該業績指標（営業利益）に関する実績は、2,607百万円であります。

6 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当社との関係
取締役	松田 博治	—	—	—
取締役	笹山 淳	笹山公認会計士事務所	所長	当社と笹山公認会計士事務所との間に取引その他の関係はありません。
監査役	林 宏和	森・濱田松本法律事務所	大阪オフィス 共同代表	森・濱田松本法律事務所からはリーガルサービスの提供を受けておりますが、同事務所への支払い金額は当社売上高の0.1%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
監査役	沖 剛誠	沖公認会計士事務所 岡野食品ホールディングス株式会社 株式会社帝国電機製作所	所長 社外監査役 社外取締役 監査等委員	当社と沖公認会計士事務所、岡野食品ホールディングス株式会社、並びに株式会社帝国電機製作所との間に取引その他の関係はありません。
監査役	吉原美由希	吉原美由希法律事務所	所長	当社と吉原美由希法律事務所との間に取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への出席状況	主な活動状況
取締役	松田 博治	13回／16回	取締役会において、銀行業務の経験及び上場会社監査役の経験から、議案審議において、特に法令遵守について必要な発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（5回／6回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（3回／4回出席）としても審議に必要な発言を行っております。
取締役	笹山 淳	16回／16回	取締役会において、監査法人業務の経験から、議案審議において、特に会社会計について必要な発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（6回／6回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（4回／4回出席）としても審議に必要な発言を行っております。
監査役	林 宏和	16回／16回	取締役会において、弁護士経験を活かし、監査役として、特に会社法に関連する事項に対して、必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には14回／14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（6回／6回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（4回／4回出席）としても審議に必要な発言を行っております。
監査役	沖 剛誠	12回／12回	社外監査役就任後、取締役会において、公認会計士経験を活かし、監査役として特に会社会計について必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には10回／10回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議等を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（5回／5回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（3回／3回出席）としても審議に必要な発言を行っております。
監査役	吉原美由希	12回／12回	社外監査役就任後、取締役会において、弁護士経験を活かし、監査役として、特に会社法に関する事項に対して、必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には10回／10回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（5回／5回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（3回／3回出席）としても審議に必要な発言を行っております。

7 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 会計監査人の報酬等については、過年度における会計監査人の監査計画と実績の状況を確認の上で監査報酬の決定方針に基づき、当事業年度における会計監査人の年間監査計画、監査内容、監査日数等を考慮した結果、当社の規模・事業特性に照らして報酬見積りが妥当であると判断し、会計監査人の監査報酬の金額に同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の全員の同意に基づき解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が関係法令に基づく懲戒処分及び監督官庁からの処分を受けた場合、若しくは会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査能力を総合的に検討し監査を遂行するのに不十分であると判断した場合は、経営執行部門と十分な意見交換を行った上で、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を監査役会の決議に基づき決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

8 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。そのなかで下記の方針を定めております。

【基本方針】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」をはじめとする諸規程・諸規則を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行う。
- ② 取締役及び使用人は「コンプライアンス管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
- ③ 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組みについて統括するとともに、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ④ コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報窓口に関する規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努めている。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定めている。
- ⑤ 「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄の監査部による内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているか検証する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ① 「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
- ② 営業秘密及び個人情報の不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「営業秘密管理規程」及び「特定個人情報取扱規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。
- ③ 各法令及び証券取引所の定める諸規則等の要求に従い、会社情報を適時適切に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努める。
- ② 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、必要に応じてリスクへの対策を検討・実施する。
- ③ 緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実行等を行い、事態の早期解決に努める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
 - ② 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従って、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行う。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役の意見、関係者の意見を十分考慮して、適切な使用人を配置するものとする。
 - ② 当該使用人の人事評価・異動については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。
 - ② 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
 - ③ 内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。
- (7) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わないよう周知徹底する。また、「監査役監査規則」に基づき、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制の整備を取締役又は取締役会に要請する。
- (8) 監査役の実行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、「監査役監査規則」において、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができる旨を定めている。
- (9) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携が図れる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
 - ② 監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

事業報告

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処することを、役員及び従業員等に周知する。
- ② 「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

【運用状況の概要】

(1) コンプライアンス

「コンプライアンス管理規程」を制定し、全ての役職員が法令、定款、規程及び社会規範を遵守した行動を取るよう定めております。また、当社のコンプライアンス基本方針を決定し公開しております。また、「内部通報に関する規程」を制定し、内部通報窓口を社内外に設置するとともに、通報者に対する不利益な取り扱いの禁止を定めております。コンプライアンスを統括して推進する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに係る事項を協議決定しております。役職員に対して、コンプライアンス教育を実施し、意識を高めております。

(2) リスク管理

「リスク管理規程」を制定し、当社におけるリスクを定義しております。「緊急事態」発生時の対策も定め、適切な対応が取れる体制を構築しております。レピュテーション・リスクに対応するため、社外機関にSNS等の定期的な監視を依頼し、発生時の対応についても協力体制を構築しております。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、当社で発生した、或いは発生のおそれのある事案について協議し、対応を決定しております。

(3) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、方針に則った基本計画を立案し、実行しております。計画の実行、不具合について監査部による内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行

取締役、常勤監査役、執行役員をメンバーとする「経営会議」を毎週開催し、重要な業務執行案件については、経営会議での審議を経て、取締役会において決定しております。第59期においては、取締役会を16回開催し当社の重要案件の協議決定を行っております。

(5) 監査役の職務の執行

常勤監査役は「経営会議」に毎回出席し、監査役として適切な判断と必要な助言を行っております。また、全ての稟議書を確認した上で、社外監査役と情報の共有を行い、取締役会において適切な助言を行っております。社長との面談は4回／年、監査部、会計監査人との協議を4回／年行っており緊密な連携を保っております。

(6) 反社会的勢力排除に対する取組み

「反社会的勢力対応マニュアル」を制定しております。また、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、公開することにより当社の姿勢を示しております。全ての取引について、反社会的勢力関与の有無を確認し、当社からの発注先が反社会的勢力であることが判明した場合の、契約解除条項を盛り込んでおります。

計算書類

貸借対照表 2023年4月30日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	25,192,531	流動負債	9,213,048
現金預金	14,497,034	支払手形	3,571,900
受取手形	153,346	工事未払金	2,295,329
電子記録債権	43,595	リース債務	3,042
完成工事未収入金	254,255	未払金	65,878
契約資産	9,522,870	未払費用	216,214
未成工事支出金	292,961	未払法人税等	481,327
材料貯蔵品	9,991	未成工事受入金	2,141,658
前払費用	92,786	前受金	1,585
その他	325,690	預り金	78,729
固定資産	3,009,965	完成工事補償引当金	38,458
有形固定資産	2,436,312	工事損失引当金	79,188
建物	127,685	賞与引当金	204,034
構築物	5,272	役員賞与引当金	35,700
機械装置	275	固定負債	180,072
車両運搬具	3,534	リース債務	6,073
工具器具備品	19,418	退職給付引当金	19,326
土地	2,280,125	その他	154,673
無形固定資産	91,872	負債合計	9,393,121
ソフトウェア	83,769	純資産の部	
リース資産	8,103	株主資本	18,767,057
投資その他の資産	481,780	資本金	1,227,864
投資有価証券	73,009	資本剰余金	762,864
出資金	2,179	資本準備金	762,864
長期前払費用	5,843	利益剰余金	16,781,647
繰延税金資産	324,253	利益準備金	116,250
その他	76,494	その他利益剰余金	16,665,397
資産合計	28,202,497	別途積立金	6,175,000
		繰越利益剰余金	10,490,397
		自己株式	△5,317
		評価・換算差額等	42,319
		その他有価証券評価差額金	42,319
		純資産合計	18,809,376
		負債純資産合計	28,202,497

損益計算書 2022年5月1日から2023年4月30日まで

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	31,935,645	
その他の事業売上高	12,695	31,948,341
売上原価		
完成工事原価	27,893,940	
その他の事業売上原価	6,603	27,900,544
売上総利益		
完成工事総利益	4,041,705	
その他の事業総利益	6,091	4,047,796
販売費及び一般管理費		1,439,957
営業利益		2,607,839
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	1,529	
受取補償金	800	
受取手数料	525	
助成金収入	600	
その他	186	3,666
営業外費用		
支払利息	3,683	
電子記録債権売却損	5,182	
コミットメントフィー	5,409	
支払手数料	9,000	
その他	2,519	25,795
経常利益		2,585,710
特別利益		
保険解約返戻金	441,250	441,250
税引前当期純利益		3,026,960
法人税、住民税及び事業税	946,399	
法人税等調整額	25,997	972,396
当期純利益		2,054,563

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

計算書類

株主資本等変動計算書 2022年5月1日から2023年4月30日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
2022年5月1日残高	1,227,864	762,864	762,864	116,250	6,175,000	9,259,931	15,551,181	△5,217	17,536,692
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△824,098	△824,098		△824,098
当期純利益						2,054,563	2,054,563		2,054,563
自己株式の取得								△100	△100
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,230,465	1,230,465	△100	1,230,364
2023年4月30日残高	1,227,864	762,864	762,864	116,250	6,175,000	10,490,397	16,781,647	△5,317	18,767,057

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年5月1日残高	32,815	32,815	17,569,508
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△824,098
当期純利益			2,054,563
自己株式の取得			△100
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	9,503	9,503	9,503
事業年度中の変動額合計	9,503	9,503	1,239,868
2023年4月30日残高	42,319	42,319	18,809,376

個別注記表

*記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～65年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

計算書類

- ② 完成工事補償引当金
完成工事に係る契約不適合責任等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎とする将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。
 - ③ 工事損失引当金
当事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。
 - ④ 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - ⑤ 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - ⑥ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
土木工事業及び建築工事業において、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を見積る方法は、原価比例法を採用しております。なお、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる工事については原価回収基準により処理しており、少額又は期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、当事業年度において、対価に重要な金融要素は含まれておりません。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
建設工事共同企業体（ジョイントベンチャー）に関する会計処理は、建設工事共同企業体を独立の会計単位として認識せず、当社の会計に組み込む処理を行っており、完成工事高及び完成工事原価は出資の割合に応じて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した完成工事高及び工事損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

履行義務を充足するにつれて一定の期間	15,804,597千円
にわたり認識した完成工事高※1	
工事損失引当金	79,188千円

※1 当事業年度に完成した工事に係る完成工事高は除いております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した完成工事高は、工事ごとに取引価格、工事原価総額及び当事業年度末における工事進捗度を見積り、取引価格に工事進捗度を乗じて算出しております。

工事損失引当金は、工事原価総額が取引価格を超過し損失の発生が見込まれる場合に、当該損失見込額から当事業年度末までに計上された損益の額を控除して算出しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

取引価格は、契約において定められた請負金額に基づいており、工事原価総額の見積りについては、工事着工段階において実行予算を編成し、着工後の各事業年度末においては、工事の状況に応じて見直しを行っております。また、事業年度末の工事進捗度を見積る方法として、原価比例法を採用しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

工事は個別性が強く、工事の進行途上において当初は想定していなかった状況の変化や、工事契約の変更が行われる場合があります。そのため、取引価格、工事原価総額及び工事進捗度の見積りには不確実性を伴うため、仮定した個別の工事ごとの諸条件と異なる事象が発生した場合には、完成工事高、工事損失引当金(計上時の完成工事原価を含む)の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

計算書類

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 定期預金	50,000千円
② 建物	76,514千円
③ 土地	222,163千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 378,418千円

(3) 保証債務

被保証者	保証極度額	保証債務の内容
明和地所(株)	4,070,000千円	手付金保証
(株)モリモト	1,032,000 //	同上
(株)日商エステム	430,000 //	同上
計	5,532,000千円	

(4) 受取手形割引高及び電子記録債権割引高

受取手形割引高	63,364千円
電子記録債権割引高	1,785,800千円

(5) 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、以下の当事業年度末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	140,259千円
電子記録債権	65,600千円
支払手形	1,287,400千円

5. 損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 $\triangle 57,033$ 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	5,202,800株	－株	－株	5,202,800株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	52,170株	41株	－株	52,211株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年7月28日 定時株主総会	普通株式	515,063千円	100円	2022年4月30日	2022年7月29日
2022年12月15日 取締役会	普通株式	309,035千円	60円	2022年10月31日	2023年1月16日

② 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年7月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	309,035千円	60円	2023年4月30日	2023年7月31日

計算書類

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	100,613千円
投資有価証券評価損	6,663千円
未払事業税	26,467千円
未払費用	46,972千円
完成工事補償引当金	11,760千円
工事損失引当金	24,215千円
賞与引当金	62,393千円
退職給付引当金	5,909千円
長期未払金	37,069千円
その他	20,288千円
繰延税金資産合計	342,355千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	18,102千円
繰延税金負債合計	18,102千円
繰延税金資産の純額	324,253千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資の運用については、元本保証型の金融商品への運用とし、原則として投機的な取引は行わない方針であります。短期的な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完成工事未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金、未払金、未払法人税等、預り金は、1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程及び債権管理規程に基づき、営業本部において取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況把握を定期的実施し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券の発行体の信用リスクについては、経理部において発行体の財務内容の把握を定期的実施し、リスクを管理しております。

b 市場リスクの管理

投資有価証券については、経理部において定期的に時価を把握しております。

c 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、月末支払後の現金預金残高として、月間支払相当額の1ヶ月以上の残高を維持する方針とし、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

計算書類

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(注2)を参照下さい。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①投資有価証券（その他有価証券）	70,792	70,792	—
資産計	70,792	70,792	—
②リース債務	9,116	8,587	△528
負債計	9,116	8,587	△528

(注1) 「現金預金」「受取手形」「電子記録債権」「完成工事未収入金」「支払手形」「工事未払金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「①投資有価証券（その他有価証券）」には含めておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	2,216
匿名組合出資金（※2）	(31,371)

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 匿名組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。なお、貸借対照表計上額は、組合契約に規程される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって処理しており、持分相当額が負の値の場合（ ）で示しております。

(注3) リース債務の貸借対照表計上額及び時価は、1年以内に返済期日の到来するものを含んでおります。これらの時価について、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 株式	70,792	—	—	70,792
資産計	70,792	—	—	70,792

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	8,587	—	8,587
負債計	—	8,587	—	8,587

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を、新規に同等のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

計算書類

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,651円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 398円90銭 |

10. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	土木工事業	建築工事業	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	500	399,719	－	400,219
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	14,071,581	17,463,845	－	31,535,426
顧客との契約から生じる収益	14,072,081	17,863,564	－	31,935,645
その他の収益	－	－	12,695	12,695
外部顧客への売上高	14,072,081	17,863,564	12,695	31,948,341

(注1) 「その他」の区分は不動産賃貸事業であります。

(注2) 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	3,648,753
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	451,197
契約資産 (期首残高)	11,676,397
契約資産 (期末残高)	9,522,870
契約負債 (期首残高)	1,682,488
契約負債 (期末残高)	2,141,658

契約資産は、一定の期間にわたり収益を認識する工事契約において、期末日時点で充足した履行義務のうち、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、契約に基づき段階的に受領するとともに、履行義務を完全に充足したのち、一定期間経過後に残額を受領しております。

契約負債である未成工事受入金は、主に、一定の期間にわたり収益を認識する工事契約において、契約に基づき顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであります。未成工事受入金は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の未成工事受入金残高に含まれていた額は、1,529,535千円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益(取引価格の変動、工事原価総額の見積額の変更等)の額は1,538,651千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は、44,271,252千円であります。これらのうち、約67%が1年以内に、残り約33%がその後4年以内に収益として認識されると見込んでおります。

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年6月20日

株式会社ノバック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒木 賢一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杏井 康真
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノバックの2022年5月1日から2023年4月30日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査報告書

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われているか確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

2023年6月20日

株式会社ノバック	監査役会	
常勤監査役	難波 利行	㊟
監査役	林 宏和	㊟
監査役	沖 剛誠	㊟
監査役	吉原美由希	㊟

(注) 監査役のうち林宏和、沖剛誠、吉原美由希は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

■ 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき60円といたしたいと存じます。

これにより、配当総額は309,035,340円となります。

なお、中間配当額1株につき60円と合わせて、当期の年間配当額は120円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年7月31日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名は任期満了となります。
つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 立花 充 <small>たちばな みつる</small>	代表取締役社長	16回/16回 (100%)
2	再任 牧野 久 <small>まきの ひさし</small>	専務取締役 (営業本部長)	16回/16回 (100%)
3	再任 大谷 敏博 <small>おおたに としひろ</small>	取締役 (管理本部長兼総務部長)	16回/16回 (100%)
4	再任 東山 正人 <small>ひがしやま まさと</small>	取締役 (工務本部長)	16回/16回 (100%)
5	新任 大野 正喜 <small>おおの まさき</small>	執行役員 (東京本店副本店長)	— —
6	再任 松田 博治 <small>まつだ ひろじ</small>	社外取締役	13回/16回 (81%)
7	再任 笹山 淳 <small>ささやま あつし</small>	社外取締役	16回/16回 (100%)
8	新任 友石 敏也 <small>ともいし としや</small>	—	— —

(注1) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 松田博治氏、笹山 淳氏及び友石敏也氏は社外取締役候補者であります。また、松田博治氏及び笹山 淳氏の両取締役は現在当社の社外取締役であります。また、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって松田博治氏が3年、笹山 淳氏が2年となります。なお、当社は、松田博治氏及び笹山 淳氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。松田博治氏、笹山 淳氏及び友石敏也氏が取締役選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。

(注3) 当社は、松田博治氏及び笹山 淳氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。なお、原案どおり両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、当社は、友石敏也氏の選任が承認された場合、同氏との間で上記と同様の契約を締結する予定であります。

(注4) 当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、訴訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は5月を開始とする1年契約であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

候補者番号 1

たち ばな みつる

立花 充

1956年11月26日生

再任

■ 取締役会への出席状況：16回／16回（100%）

■ 所有する当社の株式の数： 302,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4 月 当社入社

1993年12月 当社土木部長

1999年 6 月 当社取締役土木部長

2000年 7 月 当社取締役工務本部長

2003年 1 月 当社常務取締役工務本部長

2003年 8 月 当社専務取締役工務本部長

2005年 7 月 当社代表取締役社長

2007年 8 月 当社代表取締役社長兼管理本部長

2019年 5 月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

立花 充氏は、代表取締役社長として当社の経営の陣頭に立ち、成長を牽引してまいりました。今後の事業展開についてもその力量が必要なため取締役候補者となりました。

候補者番号 2

まぎ の ひさし

牧野 久

1955年 1 月19日生

再任

■ 取締役会への出席状況：16回／16回（100%）

■ 所有する当社の株式の数： 156,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年 3 月 当社入社

2000年 1 月 当社神戸支店長

2002年 7 月 当社取締役神戸支店長

2004年 5 月 当社取締役大阪支店長

2007年 7 月 当社専務取締役大阪支店長

2015年 4 月 当社専務取締役営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

牧野 久氏は、営業本部管掌本部長として、会社全体の受注活動の指揮を執り、受注拡大に成果を上げてきました。今後も受注拡大のため、その力量が必要なため取締役候補者となりました。

候補者番号3

おお たに とし ひろ
大谷 敏博

1958年12月18日生

再任

取締役会への出席状況：16回／16回（100%）

所有する当社の株式の数： 211,097株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2007年5月	当社執行役員大阪支店副支店長
2000年1月	当社大阪支店営業部長	2007年7月	当社取締役名古屋支店長兼大阪支店副支店長
2005年4月	当社大阪支店副支店長	2010年5月	当社取締役名古屋支店長
2005年9月	当社営業企画部長兼大阪支店副支店長	2012年5月	当社取締役東京本店副本店長
2006年7月	当社執行役員営業企画部長兼大阪支店副支店長	2019年5月	当社取締役管理本部長兼総務部長（現任）

取締役候補者とした理由

大谷 敏博氏は、管理本部管掌本部長として、社内体制の構築と管理を推進しました。今後もその力量が必要なため取締役候補者となりました。

候補者番号4

ひがし やま まさ と
東山 正人

1961年1月16日生

再任

取締役会への出席状況：16回／16回（100%）

所有する当社の株式の数： 155,500株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年12月	当社入社	2005年10月	当社執行役員工務本部長
1999年7月	当社建築部長	2006年7月	当社取締役工務本部長
2005年7月	当社執行役員建築部長	2007年5月	当社取締役工務本部長兼購買部長
2005年8月	当社執行役員工務本部建築本部長	2020年4月	当社取締役工務本部長（現任）

取締役候補者とした理由

東山 正人氏は、工務本部管掌本部長として、施工体制の確立を行い、会社利益の創出を実現しました。今後もその力量が必要なため、取締役候補者となりました。

候補者番号5
おおのまさき
大野 正喜

1959年6月22日生

新任

■ 取締役会への出席状況：—

■ 所有する当社の株式の数： 50,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2019年5月	当社執行役員経営企画部長
2002年7月	当社土木部長	2020年7月	当社執行役員工務本部副本部長
2012年7月	当社執行役員土木部長	2023年5月	当社執行役員東京本店副本店長（現任）
2016年8月	当社執行役員営業企画部長		

取締役候補者とした理由

大野 正喜氏は、土木部、営業企画部、経営企画部の部門長を歴任し、その経験を活かして、今後の東京本店の営業部門を率いる力量があるため、取締役候補者となりました。

候補者番号6
まつだひろじ
松田 博治

1957年2月3日生

再任

■ 取締役会への出席状況：13回／16回（81%）

■ 所有する当社の株式の数： 0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月	株式会社太陽神戸銀行 （現株式会社三井住友銀行） 入行	2007年10月	株式会社さくらケーシーエス出向
1994年1月	同行大阪支店次長	2008年10月	同社監査部長
1998年11月	同行六甲支店支店長	2010年6月	同社常務執行役員総務部長
2000年10月	同行東神戸法人営業第二部長	2015年4月	同社常勤監査役
2003年10月	同行北播磨法人営業部長	2019年7月	富士発條株式会社監査役
		2020年7月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要

松田 博治氏は、永年銀行業務に従事され金融関係の知識に長けておられ、取締役会に貴重な助言を行っております。また、同氏の知見に基づいた、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督し、社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。

株主総会参考書類

候補者番号7

ささ やま あつし
笹山 淳

1947年6月8日生

再任

■ 取締役会への出席状況：16回／16回（100%）

■ 所有する当社の株式の数： 0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年10月	監査法人栄光会計事務所入所	2016年1月	明治アーク監査法人 (現アーク有限責任監査法人) 会長理事
1998年8月	明治監査法人 (現アーク有限責任監査法人) 入所	2017年8月	笹山公認会計士事務所所長 (現任)
2004年7月	同法人代表社員	2021年7月	当社社外取締役就任 (現任)
2008年5月	同法人理事長		

社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要

笹山 淳氏は、永年監査法人業務に従事され、会計監査に識見を持たれ、企業会計について取締役会に貴重な助言を行っております。今後もその識見が必要なため社外取締役候補者となりました。同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、監査法人の立場から多くの企業の経営に接してきた経験及び公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督し、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号8

とも いし とし や
友石 敏也

1960年11月28日生

新任

■ 取締役会への出席状況：一

■ 所有する当社の株式の数： 0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月	株式会社太陽神戸銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行	2018年6月	同社取締役兼常務執行役員経営企画部長 兼経営企画部広報室長
2004年10月	同行鹿児島法人営業部長	2019年6月	同社取締役兼専務執行役員経営管理本部長
2007年4月	同行承継ビジネス事業部上席推進役	2020年4月	同社取締役 (代表取締役) 兼専務執行役員 経営管理本部長
2013年6月	株式会社さくらケーシーエス 執行役員経営企画部長兼経営企画部広報室長		

社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要

友石 敏也氏は、永年銀行業務に従事され金融関係の知識に長けておられ、その後企業経営者としての経験を積まれております。また、同氏の知見に基づいた、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督し、社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。

以上

(ご参考)

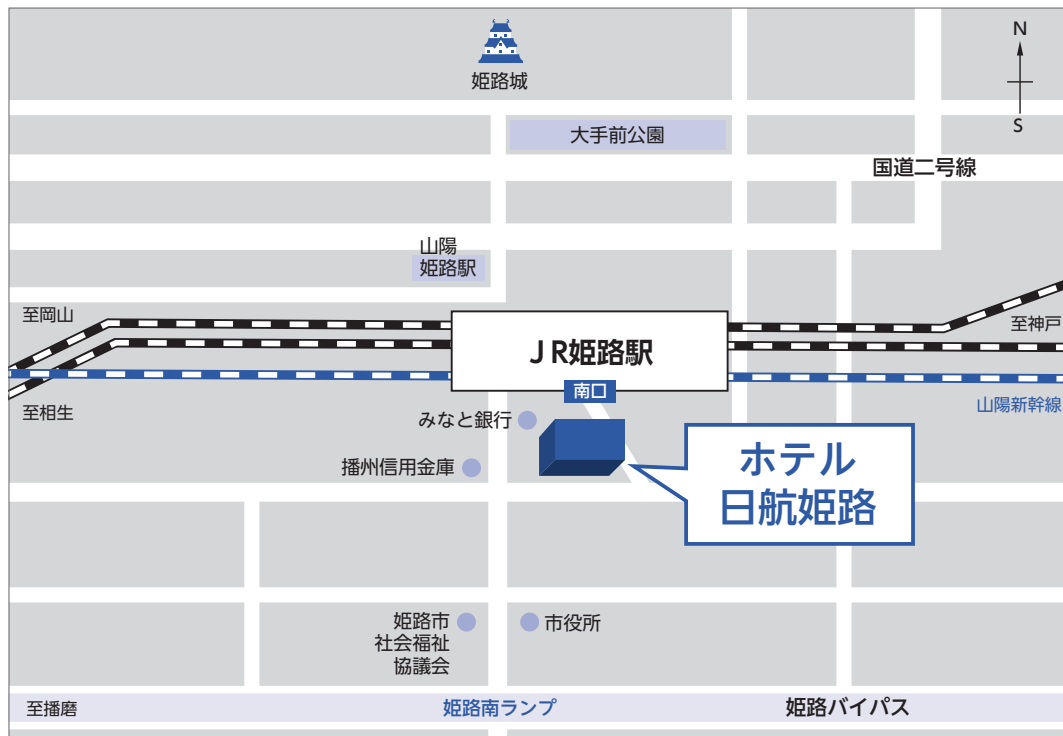
本総会後の取締役及び監査役のスキルマトリックス

No.	役職	社内/ 社外	氏名 ※敬称略	地位・担当	企業経営	法務・コンプライアンス	営業・マーケティング	財務・会計	技術・品質	人事 人材育成	新規事業 開発	サステナビリティ (環境・社会)
1	取締役	社内	立花 充	代表取締役 社長	●	●	●		●	●	●	●
2		社内	牧野 久	専務取締役 営業本部長	●	●	●				●	
3		社内	大谷 敏博	常務取締役 管理本部長 兼総務部長	●	●		●		●	●	●
4		社内	東山 正人	取締役 工務本部長	●				●	●	●	●
5		社内	大野 正喜	取締役 東京本店長	●		●		●		●	
6		社外	松田 博治	社外取締役 独立役員	●	●	●	●		●		●
7		社外	笹山 淳	社外取締役 独立役員		●		●		●		●
8		社外	友石 敏也	社外取締役 独立役員	●	●	●	●		●	●	●
9	監査役	社内	難波 利行	常勤監査役		●			●			●
10		社外	林 宏和	社外監査役		●				●		●
11		社外	沖 剛誠	社外監査役 独立役員		●		●		●		●
12		社外	吉原 美由希	社外監査役 独立役員		●				●		●

株主総会会場ご案内図

会場

兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階 光琳の間



交通機関

○ JR「姫路駅」南口より徒歩1分

● 姫路バイパス姫路南ランプより北へ2000m



株式会社ノバック